

令和6年度第2回

小金井市緑地保全対策審議会会議録

## 令和6年度第2回小金井市緑地保全対策審議会会議録

- 1 開催日 令和7年1月16日（木）
- 2 時間 午後2時00分から午後3時30分まで
- 3 場所 小金井市役所第二庁舎8階801会議室
- 4 議事 (1) 小金井市立公園等の樹木管理ガイドラインの策定について（諮問）  
(2) 保全緑地の新規申請受付期間の変更について
- 5 報告事項 (1) 子どもの遊び場等整備事業について  
(2) 市立公園緑化イベント及びみどりのフォトコンテストについて
- 6 その他 委員の改選
- 7 出席者 (1) 委員  
会 長 小木曾 裕  
委 員 犀川 政稔  
委 員 松嶋 あおい  
委 員 笠原 謙次  
委 員 小谷 俊哉  
委 員 尾路 紀恵  
委 員 亀山 久美子  
委 員 田村 恵子  
(2) 事務局  
環境政策課長 岩佐 健一郎  
環境政策課緑と公園係長 小林 勢  
環境政策課緑と公園係主任 井上 英里  
環境政策課緑と公園係主任 関口 雅也

## 令和6年度第2回小金井市緑地保全対策審議会会議録

小木曾会長　それでは、定刻になりましたので、これより令和6年度第2回小金井市緑地保全対策審議会を開会いたします。

それでは、最初に事務局より本日の会の成立について御報告をお願いいたします。

緑と公園係長　事務局の小林です。

本日の出席状況について御報告させていただきます。

事前に田中委員、平野委員から欠席の御連絡をいただいておりますので、本日は委員10名のうち8名の委員に御出席いただいております。したがって、小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則第11条により、半数以上の出席を得ておりますので、審議会は成立していることを報告させていただきます。

小木曾会長　続きまして、事務局より配付資料の確認及び事務連絡をお願いいたします。

緑と公園係長　事務局の小林です。

本日の配付資料になりますが、左の下段に配付資料と記載がありますが、資料1から資料4まで配付させていただきます。

本日、諮問案件がございますので、諮問書の写し、あとは令和6年度の源泉徴収票、合計6点、机上に配付させていただきますが、過不足がございましたら、おっしゃってください。よろしいですか。

最後に、本日は議事録作成のために音声を録音させていただきます。発言される際には、最初にお名前をおっしゃっていただいた後、御発言をお願いできればと思います。議事録の作成に御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

以上になります。

小木曾会長　特に御不明点はないでしょうか。大丈夫ですか。

特になければ、次に次第2の議事、小金井市立公園等の樹木管理ガイドラインの策定について、議題にいたします。本案件を諮問としてお受けすることにいたします。

事務局の方、お願いいたします。

緑と公園係主任（関口） 事務局の関口です。よろしくお願ひいたします。

本日、机上に配付させていただきました諮問書のとおり、市長より本審議会に対しまして、小金井市緑地保全及び緑化推進条例第14条第2項に基づきまして、小金井市立公園等の樹木管理ガイドラインの策定について、こちらについては、緑地の保全等に関する重要な事項であるため、本審議会に諮問をお願いするものでございます。本日の諮問に対する審議会の答申を会長よりしていただく流れとなりますので、御承知おきくださいますよう、お願ひいたします。

小木曾会長 ただいま小金井市長から本審議会への諮問がありました。

それでは、小金井市立公園等の樹木管理ガイドラインの策定について、事務局より説明をお願いいたします。

緑と公園係主任（関口） 事務局の関口です。

それでは、資料1、小金井市立公園等の樹木管理ガイドラインの策定について、説明させていただければと思います。

資料1につきましましては、令和6年度第1回審議会で皆様に一度素案をお示しさせていただきました。審議会当日や、審議会後にも委員の皆様から貴重な御意見を様々いただきまして、それらを踏まえ、今回修正をさせていただきました。

本日は、令和6年度第1回審議会にお示したところからの変更点を主に御説明させていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

前回からの追加点としましては、まず表紙と、今回1枚目に目次が追加になってございます。

目次以降の、1ページ目、策定の趣旨、（1）市立公園等の現状と課題のところについてでございます。前回お示しさせていただいた際は、令和5年時点の数字を記載させていただいていたところだったのですが、時点修正という形で数値の更新をしております。

令和6年度から公園の維持管理の指定管理化が始まっておりますので、新しい言葉として指定管理者とか、あとは、日本語表記の関係で、赤字表記、皆さんのお手元のアンダーラインの箇所の文言を修正させていただいております。

1ページ目の修正点は、以上のところになります。

2 ページ目については、特段修正はございません。

3 ページの 4、関連計画等との整合性のところについてですが、こちらは上段の枠の中で囲われているところの 4 点目、5 点目、国交省の指針になるのですが、1 回目にお示しさせていただいたところ、指針（案）の「（案）」だけなのですけれども、名称が抜けておりましたので、そこを追記させていただいております。

3 ページの修正点は以上になります。

4 ページ目、5、市立公園等の樹木の現状と課題というところについてなのですが、こちらについても前は古い日付だったので、時点修正という形で、最終の数値に更新しております。あわせて、下のグラフの数値も最終のものに変更させていただいております。

そのほかは、修正点はございません。

5 ページ目、（2）樹木の維持管理の現状についてでございます。お手元はちょっと見にくいかもしれないのですが、本文中の最後の行、アンダーラインを引かせていただいたところについてですが、年末に皆様に一度送付させていただいた資料から、さらにこの箇所については追記させていただきました。皆様に送付させていただいた後に会長のご指摘を踏まえまして、皆様にお送りしたものから、さらにこの一文を追記させていただいております。

同じ 5 ページの下のグラフについても、以前は令和 4 年度の数値を記載させていただいていたのですが、それを令和 5 年度の数値に更新してございます。

6 ページについては、特段変更はございません。

7 ページ、（4）の倒木及びナラ枯れ等の状況についてです。アンダーラインを引かせていただいた本文中のところについては、年末の送付資料には記載がなかったのですが、こちらについても会長のご指摘を踏まえまして、こちらの文章を追記させていただいております。

あと、本文の下にある市立公園等での倒木本数の表ですとか、写真の下にある市立公園等でのナラ枯れによる伐採及び対策本数に関する表についても、前回のものから令和 5 年度の数値を新しく追記しております。

8 ページから 11 ページまでは、特段変更点はございません。

12 ページに入ります。8 の市立公園等の樹木の管理の基本方針につ

いてです。1行目、アンダーラインのところにつきましては、前回の審議会ですとか、委員の方から貴重な御意見をいただきましたので、そちらの意見を参考に文章を追記させていただいております。

(1)の②樹木の生長予測の「生長」の「生」なのですが、前回は「成」で記載させていただいていたのですが、漢字の修正をさせていただいております。

同じく12ページです。(2)の市立公園等の種別毎の樹木管理目標についてなのですが、方針1とか、方針2などに、前は自然樹形で育てるという言葉を書かせていただきました。前回の審議会の中でも自然樹形の定義について様々な御意見をいただきましたので、様々な資料を確認したところ、資料によって様々な定義付けがあり、自然樹形を記載するというのは難しいと考えまして、自然樹形という言葉については、今回、記載から削除するようにさせていただいております。

13ページ、上の方針3のイ、公園の場所に応じた管理というところについてなのですが、以前、公園の部位に応じた管理というところで、部位という表現がちょっと分かりにくいということで、表現を変えさせていただいております。

以下は変更ございません。

14ページについては、変更点がございません。

15ページの(3)剪定の計画というところについてなのですが、こちらについても、委員の皆様から様々貴重な御意見をいただいたりしましたので、それらの意見を踏まえまして、本文を追記させていただいております。

(4)公園・緑地の場所別というところも、先ほどと同様、部位という言葉を変えさせていただいております。

(5)の剪定の時期についてなのですが、前回お示しした際には、具体的な日付を記載させていただいていたのですが、委員の皆様から剪定の時期がちょっと違うのではないかという御意見もいただきまして、様々調べ直しましたが、資料によって適切な時期が若干相違がありましたので、具体的な日付までは記載しないような表現とさせていただければと思って、今回のような文章に直させていただいております。

(6)の剪定の種類と方法についてです。こちらについても、委員の

皆様から貴重な御意見をいただき、参考の案文などもいただいたので、それらを踏まえまして、追記をさせていただいております。

あとは「剪定の種類として」の後ろに、列挙しているものが全てではないということで、補足説明として「例として」という言葉を追記させていただいているところでございます。

主な変更点は、以上、説明させていただいたところでございます。

また、今回のガイドラインの策定についてですが、これから運用していくと、内容が現実とそぐわなかったり、そもそも記載がなかったり、そういった点が今後運用していくと出てくると思うのですが、今回策定して終わりということではなくて、そういった運用を踏まえて、適宜また更新していければと事務局としては考えておりますので、よろしくお願いいたします。

一旦説明はこちらで終わらせていただければと思います。

小木曾会長

ありがとうございます。

説明が終わりましたが、ただいまの説明で何か御質問はございますでしょうか。皆さんから御意見もいただきまして、それを踏まえて修正してもらいました。よろしくお願いいたします。どうぞ。

笠原委員

笠原です。

修正をしていただいて、ありがとうございます。

私としては意見を出したのですが、削除された部分もあって、15ページの9の(3)剪定の計画というのがありますけれども、そこに中・長期的には云々という言葉が書いてあって、ただし、緊急の場合には速やかにとあるのですけれども、当年度の計画についても何か定めておく必要があるんじゃないかと思うのですが、業者に任せるにも、サークルに任せるにも、市民に任せるにも、緊急の場合は分かっている範囲で当年度の計画を前年度の末ぐらいまでには考えておいたほうがいいんじゃないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

緑と公園係主任（関口） ありがとうございます。

確かに計画については、指定管理とか、そういったところを踏まえて、年間の剪定計画ですとか、今後の維持管理の計画というのは、指定管理者とも調整しながら考えていければと考えております。

笠原委員

それはここに書かなくても、やるということですね。

小木曾会長　　今の御質問というか、当初の提案というのは、当年度というのは今年度のことですか。

笠原委員　　中・長期といったら、数年先とか、そういう意味ですよ。当年度の計画はないのか、入れたほうがいいんじゃないかということです。年別の個別のものです。

緑と公園係長　事務局の小林です。

今年から指定管理者が入って、維持管理をしていただいているわけですが、今年度1年かけて、いろいろな公園を週1回巡回した上で、樹木の状況も見せていただいているところです。2年目、3年目以降、どの樹木を剪定していくのか、優先順位を定めて、今、指定管理者のほうで計画しているところもありますので、中・長期的な計画とここに記載があるのですが、当然来年度からの中・長期の計画を立てているので、当年度が入っていないわけではないという御理解で書かせていただいています。その記載が分かりづらいというのであれば、もう少し表現を変えたほうがいいかとは思っています。

笠原委員　　中期の中に当年度も入っているのですね。

緑と公園係長　当然入っています。

小木曾会長　　これが例えばこの審議会で決まって、諮問を回答させてもらって、施行はいつからなのですか。

緑と公園係主任（関口）　今年4月1日からの運用を予定しております。

小木曾会長　　ということは、来年度ということですか。

緑と公園係長　　そうです。

小木曾会長　　来年度の4月1日ですね。

亀山委員　　亀山です。

今、委託する業者が決まって、ずっと見てもらって、これからの計画を立てていかれるということですね。来年度からは、業者さんを含めてどんなふうにしていくかというのは、こういう計画をいたしますというものがどこかで調べると出てくるのでしょうか。それとも、今、何団体かありますけれども、時にはこんな計画をいたします、よろしく願いますと連絡が行くのでしょうか。ここに関わる人たちに、この計画はこうなりますという事柄を連絡していかれるようになっていくのでしょうか。今までもそういうことがなされていたのか、業者を入れることに

よってこれからはもっと綿密にしていくのか、どんなふうに進めていかれるのでしょうか。

小木曾会長 事務局、お願いします。

緑と公園係主任（関口） 事務局です。

今後の計画については、具体的に皆さんへの周知の仕方というのは、そこまでは内容を詰め切れていないのですけれども、今後、受託事業者、指定管理等を踏まえて検討させていただければと思います。それを踏まえて、こういったタイミングでこういった周知の仕方が適切なのかは、調整した上でできればと思います。

小木曾会長 どうぞ。

笠原委員 笠原です。

具体的な話をすれば、剪定サークルというのは年間20日ぐらい活動しているのですけれども、剪定サークルの活動計画1年分をつくるときに、事前に市役所の環境政策課さんと調整をして、この計画でやります、どうでしょうかということをして、了解を得て、サークルの年間計画をつくっていきます。それもずっと同じように続けていかなきゃいけないと思いますので、そういうものも参考にさせていただければと思って、お話しさせていただきます。

緑と公園係長 補足させていただくと、今までこの木を切りますということを公表したことはありません。今後も中・長期計画、指定管理のほうでは内部的につくるのですが、公開するということまでは特に考えていない状況です。剪定サークルが作業していただく公園については、調整しながら、指定管理者が切る木、剪定サークルさんが切る木というのは選別させていただきながら運用していくということを考えているので、計画を公表して、こういうふうに切りますということをホームページなどに載せるということは考えていません。

以上です。

小木曾会長 どうぞ。

尾路委員 尾路です。

今の話にも関連するのですけれども、12ページの8の(1)の③に樹齢の高い樹木や老朽化が進んだ樹木について点検を行いと書いてあって、これ自体もすごくいいことなのですから、具体的に例えば老朽

化が進んだ木のリストなどは、もう市ではお持ちでしょうか。

緑と公園係主任（関口） 現在、そういったリストというのは、まだ手元にはないです。

尾路委員 例えば来期からこういったことを始めようとなった場合、こういったリストがあったり、今、ほかの委員さんからもお話があったように、最初にこういう計画が既にないと、例えば4月から運用していくにはちょっと遅い。諮問がまだ通っていないからあれなのですけれども、ちょっとどうなのか。

要するに今までは市民の方から要望があってやっていたので、いろいろロスが出ていましたということが、最初に書いてありました。今度からこういうやり方でやっていくのはすばらしいことで、すごくいいと思うのですが、そのためには具体的にここの公園のこの木はいつ切るということが、4月から動こうと思ったら、今の時点である程度のたたき台がないと、剪定サークルさんも動きづらいでしょうし、そこら辺のところはちょっと心配な感じは私はしました。

以上です。

小木曾会長 どうぞ。

犀川委員 事前にこの木を切って、あの木を切ってということを市民にお知らせするという話ですけれども、私、あんまりそういうことはしないほうがいいんじゃないか、今までどおりやっていったほうがいいと思うのです。それはどうしてかという、木の見え方などは、今、葉を落としている落葉樹と葉が茂っている夏の状態では違います。そのときそのときでやはり木を切ったほうがいいとか、悪いというのは、剪定サークルの方とか、指定業者の人が見たときに、これは切ったほうがいいと、そのときに決めればいいことであって、現に公園に植わっていますから、事前にこの木はいついつ切るというわけにはいかないと思います。ですから、そこところは市民に、早い話、そんなに詳しく知らせないほうがいいんじゃないかと思います。

住民の人からは結構いろいろな意見があって、極端な意見、片方はいつまでも緑は残してほしいという意見の人もあるかと思えば、あの木は邪魔だから切ってくれという意見もあって、いちいち切ろうか切るまいかで大ごとになると思うのです。ですから、我々じゃなくて、指定業者

さんが決まったことだし、剪定サークルの方々も張り切ってやっておられますので、その人たちの考えを優先してやると。

市民からいろいろな要望、苦情などが出ると思うのですけれども、そうしたら、我々がこの会をやっていますから、我々がその責任を引き受けて、謝るなり何なりをする。私は今までどおりやったほうが、地域の住民の方々にとってもいいんじゃないか。次はこの木を切るなんて言ったら、やはり人情がその木に移りますし、ですから、今までどおりが私はいいと思います。私の意見です。

小木曾会長 皆さん、御意見ありがとうございます。  
どうぞ。

尾路委員 尾路です。

私としては、市民の方にお知らせしてほしいという意見ではなくて、計画が今の時点である程度あったほうがいいのではないかという意見です。計画がある程度あった時点で動いていかないと、間に合わなくなってきちゃいます。市民の方に知らせる必要はないと思います。

犀川委員 公表するというのは、私たちにですか。公表するというのは、市民全体ではなくて、私たちにですか。

尾路委員 私は、公表してほしいくはないのです。

亀山委員 私がさっき公表したりするのですかという質問をしました。計画はもうあったほうがいいんじゃないですかと言いました。

今、意見を聞いていて思ったのですが、確かにこの木を切るというときに、なぜ切るのかということは、剪定する方たちが危ないからとか、ここはこういう影響があるから切ろうと思いますと計画をされていくわけです。そのときに、今、おっしゃったように、市民から愛着がある木が切られていくということになったら、なぜこれを切るのかという説明をきちんとできるように仕上げておいて、そういう事柄も言えるような形を取って、市民の方の意見と業者の方の専門的な意見と、どうするかということを決めていかれる市の方たちとで話し合って進めていくというのが一番いいと思います。

小木曾会長 皆さん、御意見ありがとうございます。

改めまして、ガイドラインの2ページの策定の目的を読んでいた。タイトルは小金井市立公園等の樹木の管理ガイドラインで、2ページの

策定の目的をちょっと読み上げると、「小金井市の市立公園等では、公園の種別により、樹木の目的や立地環境はそれぞれ異なっているため、樹木の現状や立地環境に応じた維持管理を計画的に実施していくことが必要である。そのため、市立公園等の現状を踏まえた目指すべき姿を定めて、その目標に向けた公園の種別の管理計画や管理方法を定めるための指針として活用することを目的とする」ということなので、指針として活用することを目的としているので、今の表現で問題ないんじゃないかと私は思いますが、どうでしょうか。

これをもって、各実態に合わせて実施していくということなので、もちろん当年度もそれを見ながら、実態に合わせてやっていくわけなので、ここで全て書き切って、それぞれのことについてうたっているわけでもないの、ガイドラインなので、これぐらいの表現で私はいけると思いますが、どうでしょうか。

小木曾会長 笠原さん、どうですか。中・長期じゃ、やはり駄目ですか。

笠原委員 できればいいです。

小木曾会長 実態に合わせてやってもらって、これは最後に関口さんが言われたのですけれども、私もこれを見ていて、ここまでまとめるのも結構エネルギーが要りましたが、つくって、こういうところでも議論しながら、また何か大きな問題があったら、修正していくという形でスタートできればと思っています。

笠原さんには多くのところに手を入れていただいたので、結構レベルが上がったので、これはこれでもいいと思います。取りあえずどうでしょうか。どうぞ。

笠原委員 一言だけ、我々が公園のどの木を切るとかということではなく、我々がサークルとして活動しているのは、公園全体を任されてやっているわけです。例えば高い10メートルを超えるような木がある場合は、今までは市の担当者が来て、この木は10メートル以上あるので、これは今日の作業の対象から外します、いいですねという了解を得て、その他のできるところを全部やると。そういう形でやっていますので、同じ日に我々が作業して、別の業者が来て、高いところをやるということは、基本的にはないわけです。危ないですからね。ですから、公園は全部任せてもらっています。

あまり大きな公園だと、我々のサークルの人員じゃできないし、あまり小さな公園ですと、一つじゃ足りないのので、二つとか、三つやる場合もあります。そういうことは、情報としてお知らせしておきます。

小木曾会長 実際にやられている笠原さんのお言葉は貴重なお話なので、ありがとうございます。

ほかに何かございますか。どうぞ。

亀山委員 亀山です。

今のお話を聞いていて、ちょっとよく分からなかったのですが、連携の取り方というのは、何だかよく分かりません。サークルの方と市の方との連携の取り方を教えてください。

笠原委員 先ほども言いましたけれども、我々剪定サークルは、毎年総会を9月にやっています、そのときに、9月から翌年の8月までの活動計画を決めます。そのときに、どこの公園をいつやるかということリストアップして、それを我々が決める前に環境政策課さんへ行って、来期はこの計画でやりますということ調整して、了解をもらって、総会で決議をして、実際に活動をしています。

亀山委員 そうであれば、剪定事業者が入られても、変わらないということなのですね。

笠原委員 はい。

亀山委員 重なったりはしないということですね。

笠原委員 はい。

亀山委員 分かりました。

笠原委員 今までは、我々が計画していた場所に市から依頼された事業者が入ってきて、急にその公園は事業者が剪定して終わっているの、別のところをやってくださいというときもありましたけれども、最近はなくなっています。

亀山委員 よりやりやすくなったということですね。

笠原委員 計画したとおり、お互いにやっています。

亀山委員 分かりました。ありがとうございました。

小木曾会長 ということで、ガイドラインについてはよろしいですか。どうぞ。

尾路委員 15ページです。これはもしかしたら誤字かと思うのですが、(5)の剪定の時期のところなのですが、「樹種や樹木の状態に合わせ、樹木

の生育の大きな影響が」になっていますけれども、「樹木の生育に大きな影響が出ない」のほうが分かりやすいと思います。誤字だと思いました。

緑と公園係主任（関口） 失礼しました。今、尾路委員がおっしゃったとおりだと思いますので、修正させていただきます。申し訳ございません。

小木曾会長 目を通していただいて、ありがとうございます。  
ほかにございますか。お願いします。

環境政策課長 環境政策課の岩佐です。

いろいろと御意見ありがとうございます。

今回、ガイドラインということで、指定管理者も入りまして、一定の方向性みたいなものを、作成をさせていただきました。

指定管理者制度が始まって1年目になりますが、樹木管理は2～3年目に、市内の公園とか、緑地の状況を見て、集中的にやっていくという方向性も出されていますので、1回やらせていただいて、また何か修正点などがございましたら、市と指定管理者、団体さんと意見交換をしながら、適宜更新等はやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。  
よろしいですか。どうぞ。

犀川委員 質問というか、意見というか、今、指定管理者制度を始めて1年目になったのですけれども、やはり1年たったというところで、どういうところどういうふうに変ったかということは、我々知るべきではないか。入っているのかで終わらせないで、入ってこういった点がよくなって、こういった点が悪くなったとか、そういったことが必要なので、できたら、指定管理者をここへ呼ぶなりして、1年目はこうでしたと。納得できれば、今後もずっと続けていってもらえればいいと思うのですけれども、1年目ですから、呼ばなくても、まとめたようなもの、資料か何かをつけてもらって、こういったことをやりましたとあって、我々がなるほどとなれば、それでいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

小木曾会長 事務局、お願いします。

緑と公園係長 事務局の小林です。

指定管理者の評価委員会というものを別に立ち上げておりました、非常に細かく評価項目をつくらせていただいているので、この評価項目で評価した結果を来年度は緑地保全対策審議会でもお示しできるように、準備はさせていただこうとは思っています。

犀川委員 詳しくなくてもいいです。よくなった、よくならないとか、それだけでもいいと思います。やはり1年間やってもらったので、こういうことをやりましたというのは必要だと思います。

小木曾会長 そうですね。そういうことで進めさせていただければと思います。よろしいでしょうか。小谷さん、何かありますか。どうですか。

小谷委員 お声がけいただきまして、ありがとうございます。

本日はオンラインより参加させていただいているため、実は皆さんの議論、事務局の声はクリアに聞こえるのですが、やはりどうしても最後の言葉が少し聞こえづらいところがあって、もし皆様の議論とかみ合っていなかったら、すみません。

ガイドライン自身は、今回これでまずはスタートしてみて、適宜見直していくというお話が事務局からあったので、それは私はありがたいなというか、それをもともと発言しようと思っておりましたので、了解いたしました。

今後改めて深めていきたい部分としては、地球環境とか、ヒートアイランド対策のところの話は、問題意識としては描かれているのですが、今年度、国交省でも新しく都市環境課というものが創設されまして、まさに気候変動ですとか、地球環境レベルでどうしていくかというのを、今、公開連続セミナーを行っています（「世界の環境先進都市からまちづくりGXを探ろう ～「GX Creation Meeting都市と緑とカーボンニュートラル×世界の都市政策の最前線」」アーカイブ視聴ができます）。その中で、例えばオーストラリアのメルボルンでは、樹冠被覆率を2040年までに40%に広げようとか、そういう目標値を新たに打ち出したりしています。

今回、小金井市で、もちろんいろいろな助成制度なのですが、改めて公園としての管理の緑の管理ということなので、ヒートアイランド対策ばかりの話ではないだろうということは承知しているのですが、少しでも敷地境界部のところで無理に伐採することを、隣地間との協議をしながら、可能な限り緑を広げられるようなことを考えると、そう

いった視点が今後改めて入れられるとありがたいと思ったところです。

今回の記載そのものについては、今、細々と申し上げられるところではないと思いますので、これを基に、今後、私を含め、環境市民会議がごきますけれども、その中で勉強会などもしながら、提案などをできればと思いました。

ちょっと長くなってすみません。ありがとうございます。

小木曾会長 貴重な御意見ありがとうございます。

では、次に進めさせていただきたいと思います。

ここで、議事が一区切りつきまして、市長からの諮問でありました、小金井市立公園等の樹木管理ガイドラインの策定について、諮問書のとおり、市長に答申することよろしいでしょうか。よろしければ、挙手をお願いします。

( 賛成者挙手 )

小木曾会長 では、皆さん満場一致なので、これで答申させていただきます。

次に(2)保全緑地の新規申請受付期間の変更について、事務局より説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

緑と公園係主任(井上) 事務局、井上です。

資料2を御覧ください。資料2は、保全緑地の新規申請受付期間の変更についてです。

この変更案は、緑地保全のさらなる推進のため、保全緑地の新規申請期間の随時受付が行えるように、小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則を改正するものです。

具体的には保全緑地の新規申請受付期間が現行では毎年4月の1か月間と規定してございます。そちらを変更案として1か月間という制限を取って、随時受付をするものです。

手続としましては、本審議会での御意見を踏まえ、規則を改正して周知したいと思っています。その周知方法としては、市報、市ホームページ、環境政策課の公式SNSにて行いたいと思っております。その際には、もう一枚御用意いたしました別紙チラシのように、受付後の流れも明記したものを活用したいと思っております。

簡単ですが、説明とさせていただきます。

小木曾会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの資料について、御意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。

これは審議会の中から意見が出て、それを反映してこの期間の現行の規則の期間の制限を外して、随時ということになったということですね。お願いします。

緑と公園係主任（井上） 事務局、井上です。

まず変更するという経過に関しては、今までの受付期間は決まりののっとなって行っていましたが、本審議会の委員の方から4月だけに限らないで、もっと年間受け付けられるようにして、皆様に周知もしたらどうかという御意見をいただきましたので、それを実現するための改正案でございます。

以上です。

小木曾会長 よろしいですか。

特に御意見がないようなので、小谷さんにお聞きしたいと思いますが、小谷さん、どうでしょうか。

小谷委員 お声がけありがとうございます。

申請期間そのものにつきましては、年間を通じてということは望ましいことだと思いますので、これでよろしいかと思いました。

せっかくいただいたので、この審査のときに当たって、私は今回の審議事項には入っていないかとは思いますが、できることならば、やはり緑対審の委員の役割としては、こういった大事なことについて調査をするという役割もあるかと思っておりますので、前回の審議会でも少し議論になりましたが、やはり審議する対象の内容のものを可能な限り現地を見て、自分の目でも目視して実情がどうかと、どういったものが今後の制度として望ましいかというのを考える視点も持てればというようなところも思っておりますので、付帯の意見といいますか、その意見として一言述べさせていただきます。ありがとうございます。

小木曾会長 ありがとうございます。

前回、現地にこれからいきましょうかみたいな議論もあって、非常に盛り上がっていましたが、物を見ないと分からないというのが結構ありますね。現地を委託された方が見てきても分からないことがあったりするのです、可能な限りそういうのは大事かもしれないので、検討

の一つとして今後考えたいと思います。

事務局のほうはどうですか。検討しますか。可能な限りで。

緑と公園係長 事務局の小林です。

なかなか皆さんで行くとなると、交通手段を確保していくことになりますので、どういう形でできるのかというのは、皆さんの御意見もいただきながら検討できればと思っています。来年度すぐにとという話ではなかなか難しいかもしれないのですが、どういう体制でどういう方法であれば、それが可能になるのか。やはり夏場の暑い時期の開催にどうしてもなってしまうので、非常に炎天下の中、長時間、野外で見ていただくというのも、なかなか難しい課題もあるかと思います。実施方法について御提案いただけるようであれば、検討できるのかなと思いますので、そのようにお答えさせていただきます。

小木曾会長 ありがとうございます。

もう一つは、委託して現地に行っていただく方へのポイントというか、写真の撮り方とか、現地の確認の仕方みたいなものを工夫すると、もうちょっとクリアになるかもしれないですね。見るポイントは結構議論されていると思うので、それがブロック塀なのかどうなのかも含めて、もう少し分かりやすい写真を撮って、現地を見てもらうという工夫をすると思います。それも含めて検討ということでもよろしく願います。

ほかに御意見等がありますか。どうぞ。

環境政策課長 環境政策課の岩佐です。

先ほどポイントとか、写真の撮り方とか、そこら辺については、分かりにくいところとか、こうしたほうが良いというところは御意見をいただければと思いますけれども、保全緑地とか、保存樹木ということで、個人の方の御自宅を見に行くこともございますので、そこら辺は一定の整理も必要かなと思いますので、課題としつつ、何か御意見あれば、いただければと思いますので、お願いいたします。

以上です。

小木曾会長 なかなかプライバシーのこともありますので、気を使いながらやらなければいけないのですけれども、ありがとうございます。

それでは、この内容はこれで終わりたいと思います。

続きまして、報告事項3ですが、子どもの遊び場等整備事業について、事務局から説明をお願いいたします。

緑と公園係長 事務局の小林です。

それでは、資料3、子どもの遊び場等整備事業について、御説明させていただきます。資料3のほうを御用意ください。

昨年度より、障がいの有無にかかわらず、遊んだり、のんびりすることができる公園づくりを、障がいのある方の理解促進を図りながら事業を進めております。

令和6年度は、令和5年度に実施したアンケート調査の中で、障がいのある小学生以上の子どものおむつ替えができないという声を多くいただいております。梶野公園において、小学生以上でもおむつ替えができるユニバーサルベッドというものを設置させていただきました。梶野公園のボランティアの方々からも御要望いただいた整備し、非常に喜ばれております。

また、次に(2)になりますが、障がいのある方の理解促進を図るために、令和7年度に整備を予定している三楽公園に近接する第四小学校におきまして、心のバリアフリーをテーマに、障がいのある小学生とその保護者の方にも御登壇いただきまして、公園で困っていることや助けてほしいことなどを伝え合う授業を実施しました。

小学生からの感想ですが、「障がいのある人がいたら、助けてなるべく役に立ちたい」、「公園で遊べるのが当然じゃない人がいることを初めて知った」、「障害があって行きづらい人がたくさんいるから、僕たちの力が必要だから助け合って生きていきたい」、「障がい者もみんな仲よくなるためには、無視したり、じっと見たりしないで、助け合ったり、分かり合うほうがいいと思う、それは自分たちにもできると思う」などの非常に前向きな感想を聞くことができ、非常に充実した授業となりました。

(3)になりますが、令和7年度に整備する三つの公園のイメージスケッチを資料のほうに掲載させていただいております。近隣でも障がいのある子どもたちが遊べる遊具の整備が進んでいますが、どうしても身体障がい者のニーズに配慮した公園設計になっておりまして、知的・精神障がい者へのニーズに即した公園整備というのはなかなか進んでいな

いという現状がありますので、小金井市としては、そこにちょっと踏み込みたいということで、設計のほうにも反映しております。

具体的にはエリア全体に柵を設置したり、出入口の鍵も大人でないとすぐに開けられない工夫をしたりとか、パニックになってしまったときに1人になれるような土管なんかも整備を予定しております。

それぞれのコンセプトとしましては、栗山公園につきましては、未就学の子どもと障がいのある子どもが遊べる広場をコンセプトとしておりまして、小学校に上がる前から自然と障がいのある子供と遊べる空間づくりを目指して設計を進めていますので、多少未就学児向けの遊具が中心になって整備をしております。

梶野公園につきましては、日陰と会話が生まれる場所をつくるということとしまして、ボランティアの方からも日陰や、座るベンチが少ないというお声を多くいただいておりますので、果樹で日陰をつくるというふうに考えておりまして、ロングベンチの設計もさせていただいています。

最後、三楽公園では、よくボール遊びをする子どもが多くいますので動的な遊びと遊具を使った静的な遊びの共存をすることを目指して、フェンスの整備と菜園と土管を設置した遊び場を設計しています。

梶野公園と三楽公園に関しましては、菜園の整備もありまして、管理についてもまだ課題はありますが、指定管理者と協力し、地域住民を巻き込みながら、令和7年度につきましては、どう活用していくのかという支援策のほうも検討していきたいと考えていますので、実証実験的なことをしながら、継続的に持続できるような取組になるよう、運用してまいりたいと考えております。

(4) 栗山公園のんびりデーでございまして、障がいのあるなしにかかわらず、誰でも公園でのんびりする実証実験的なことをやってみようということで、12月1日に開催をしました。

当日はたき火を囲んでのんびり過ごしたり、あとは試験的にインクルーシブ遊具という回転遊具や、車椅子でも利用できる砂場だとか、そういったものを2週間程度設置させていただいて、様々な検証をさせていただきました。

非常に多くの来場者にいらしていただきまして、本当に大人も子ども

も笑顔になれるようなイベントで、ここにいていいんだと思えたという感想を頂いたり、障がいのある方も非常に多く来ていただいたりしたので、非常によいイベントになったというふうに思います。

(5) のほうです。梶野公園の菜園プランターの設置ということで、令和7年3月に車椅子対応の木製プランターと標準型の木製プランターを設置して、菜園を整備することを予定しております。

詳細な説明は以上になります。

小木曾会長 ありがとうございます。

前はコンセプトが提示されていて、ちょっと時間がなく、簡単に済ませてしまっていて、皆さん、読んでいただいたかと思いますが、今回は具体的な内容もありますので、いろいろまた御意見等いただければと思います。

それでは、よろしくをお願いします。どうぞ。

尾路委員 尾路です。

障がいのある方ですと、未就学児の方たちと一緒に遊べたりとか、すばらしいコンセプトでいい取組だと思います。

さっき事務局の方もおっしゃられたように、運用の仕方を多分これからかなり考えていかなきゃならないかなと思うのですが、(5)の今年の3月に菜園プランターを設置していただくということで、例えば車椅子の方たちが使えるプランターを置くということは、動線というか、車椅子の方たちが入ってこれるような道路的な整備というのも一緒にされるんですか。

緑と公園係長 事務局の小林です。

整備場所としては、南側の道路も拡幅されて、フェンスを設置させていただいて、門も整備していますが、門の付近に整備する予定でおりまして、今年度は菜園の設置だけで、来年度、土の部分に舗装をかけるという形で考えています。

尾路委員 徐々にやっていかれるわけですね。

緑と公園係長 はい。

尾路委員 今の場所ですと、水場ともちょっと遠かったりすると思うので、そういったことも多分課題に挙がってくるかと思いますが、あと、誰でも使用できるというよりは、申込式とかになるのかなと思うんですけども、

ある程度菜園であれば、数か月同じものを育てるという形で団体が申し込むのか、個人が申し込むのかともいろいろ考えてくることがあるかと思うのですが、例えば前半使った人がナス科の植物を植えたら、連作障害の問題があったりして、今度、土をどういうふうにするかとか、多分やっていくといろんな課題が出てくると思うので、ボランティアのほうでもそういったことを一緒に話し合いながら、みんながよく使えるような形にしていけたらいいんじゃないかなと思います。

緑と公園係長 事務局の小林です。

水道に関しては、新たに既存の水道から引っ張ってくる整備を来年度予定していますので、菜園の近くに水道は整備する予定です。

利用者の申込みのところも、来年度はきちんと考えていきたいなと思っているので、御意見いただきまして、ありがとうございます。

小木曾会長 ありがとうございます。

ほかに何かございませんでしょうか。どうぞ。

亀山委員 本当に素晴らしいコンセプトで実践されていくんだと思いますが、例えば公園に見守りの人とかが置かれたりするんでしょうか。例えば障がいのお子さんと、それから、就学児のお子さんという、必ず付添いの方がいらっしゃるかと思うのですが、全体を見回す公園の管理者のような方がいらして、何かあったときにそこに助けを求めに行けるとか、急に飛び出してしまった子を捜さなければならないとか、そういったことの対応とか、そういう全体を見回す方がどの公園にもいらっしゃるんでしょうか。

緑と公園係長 事務局の小林です。

全体を見守る方というのは、各公園に配置するといことは現時点では考えておらず、誰かを雇ってというところになると、なかなか予算的な部分もあるので、難しいかなとは思っていますが、やはり障がいのある方も来ていただくためには、人の配置というのは非常に重要な視点であると考えています。

ただ、誰でもいいわけではなくて、障がいのあるお子さんの保護者がいることで相談しやすかったりすると考えています。そういうお子さんのいる方でないと、なかなか理解できない部分もありますので、そういった方々ともいろいろヒアリングさせていただきながら、このプロジェ

クトに協力したいと申し出ていただける方が増えていますので、何かしらそういった方々が公園に来て見守りができるような仕組みが整うと、障がいのある方も行きやすくなって、交流が図れるような公園になると思っています。その仕組みづくり、制度設計なんかも、来年度はもう少し深く検討していきたいなと思っています。

亀山委員        せっかくのすてきな場所なので、何かでつらい思いをしたりしないように、本当に和気あいあいと過ごせるような場所になればいいと思いますので、よろしく願いいたします。

小木曾会長     ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。小谷さん、何かありますか。

小谷委員        ありがとうございます。

特にはございません。

小木曾会長     ありがとうございます。

私からいいですか。実はノーベル平和賞がありますよね。あの報告を見ていて、現地に行ってプレゼンテーションをしているときに、日本被団協の人たちと高校生がプレゼンテーションをされたところを見ていました。そのときに高校生へのインタビューがその後にあって、高校生の寡黙な感じの子がしゃべっている内容に涙してしまいました。

彼女たちは、被曝者のための語り部としてずっとやっていくわけですが、その時のことを「私たちの力は微力だけれども、無力じゃないと」言ったのです。それに対して会場から「イエス」と言ってくれた人がいて、それを聞いて何かうれしくなってしまう、本当にそれが一番感動したと、こういうふうに答えていたのです。そういうのが大事だなということです。

あと、先日、他の自治体の審議会に出ていまして、結構議論をされて、固まってきた内容の中である方が言われたのが、「ろうあ者」に対することが全く書かれてないので、何か記載できませんかという話になったのですが、それを受けて、そういう方に対しても対応していくんだということも付け加えられた事例もあります。

なかなかろうあ者の方というのは大変だと思うんですけども、都市全体は全ての方に開かれているわけで、知る権利があるんじゃないかということで、障がい者の方は、私も自分のゼミ生で障がい者の方がいて、

私のゼミへ行きたいということになりまして、引き受けたんですが、私がいつも思っているのは、本人が悪くてなっているわけじゃないのですよね。だから、そういうふうになってしまったことは本人の責任は全くないわけで、それで一生懸命頑張っているわけなので、私は応援して、最終的に大学院へ行きたいという話になったのですけれども、受入れ先の先生がいなくて、私は特任教授なので、受けられなかったのも、ある先生に頼んだのがむずかしく、残念だったのです。

それから一生懸命勉強して、行政に入ろうとして、東京都を受けて、障がい者枠というのがあって、受かったんですけれども、その彼女が、私のところに挨拶に行きたいと言っていたんですけども、コロナで来れなくなって、1年たって3月31日にメールが来て、1年間、無事仕事が終わりましたとあって、コロナが明けたら必ず行きますとあって、夏にわざわざ来てくれたんですよ。頑張っていることを聞きまして、とてもうれしかったですね。だから、ろうあ者の話も含めて大事だと思います。

2ページですか、事前のヒアリングのときに実際に小学生がいて、ファシリテーターの方が説明されていて、左にお母さんと、この方は車椅子に乗っていたと思うんですよね。この子どもとか、お母さんがどんなことを言われたのかというのは結構大事だと思っていて、それを聞いている子どもたちというのは、すごく記憶に残ると思うんですよね。それを知りたいんですけども、小林さんが出席されていたと思いますので、小林さんに説明していただければと思います。

緑と公園係長 授業に協力してくれた障害のある子どもは、見慣れていない器具をつけていたり、車椅子にのっている状況なので、公園で「見ちゃ駄目」とか、やっぱり言うお母さん、お父さんがいらっしゃるようなんですけれども、逆に「何か手伝うことありますか」とか「こんにちは」という挨拶だけでも、声をかけてくれると、何か今日いいことあったと思えるようです。

そういった挨拶や、何か手伝いましょうかとか、そういう気遣いな声かけがあると、自分が受け入れられているという気持ちになれるので、見かけたら、「見ちゃ駄目」とか、じっと見たりしないという心得的なところが授業を通じて子どもたちには伝わったと思います。

小木曾会長      ありがとうございます。

やはりこういう子たちの感受性が豊かだと思うので、そういう生の声といったようなところも大事だと思うので、クラスにもそういう子がいたりすると、またそれはそれでいいんですけども、そういう開かれた小金井市であってほしいと思います。いっぱいしゃべっちゃいましたけれども、そんな経験をしました。

それでは、引き続き丁寧に続けてほしいと思いますので、この件はこれで終わりたいと思います。

続きまして、市立公園緑化イベント及びみどりのフォトコンテストについて、事務局に説明をお願いいたします。

緑と公園係主任（井上）   事務局の井上です。

それでは、資料4を御覧ください。こちらが市立公園の緑化イベント及びみどりのフォトコンテストについてまとめたものです。

まず、市立公園の緑化イベントについてです。こちら実施概要におまとめしている各種イベントですが、こちらの目的としましては、身近な公園内の花壇の手入れや花の植え替えなどをイベントとして行うことで、子どもや地元の方が気軽にみどりに触れられる機会を通じて、みどりの担い手を確保することを目的としています。

また、そこでボランティアされている方々のことも知ってもらおうというのも意図としておりまして、さらに、ボランティア団体同士の交流を目的として、ほかの団体の活動に触れることで、より活動に対しての意欲向上を図ることも目的としております。

おまとめしている実施概要2のところでございますが、その中の最初にある三つ、むさこぷらっと公園、栗山公園、梶野公園でのイベントは、昨年度も行っており、好評でして、継続実施させていただいております。

こちら市だけで実施しているものではなく、そこで活動されているボランティアの方、そして、指定管理者とも今年度からは一緒に協力して行っています。

最後の四つ目、ぐみの木公園でのイベントに関しましては、環境美化サポーターの集まりで、年度の初めに毎年行っております、市が主催の親睦会・意見交換会を通じて、各団体の代表者の方からリクエストを踏まえ、実施となりました。その中で、今、ボランティアしている人たち

とこれからボランティアをしたいという方たちとのマッチングのような場で、何かイベントがあったらいいなということを伺いまして、このような企画をしたものです。

具体的には、次のページの4の(3)に詳細を記載しましたが、ボランティア養成講座として、市報、ホームページでも、花壇ボランティアに関心のある方やその他、他の公園で活動されている方も含めて募集をかけ、公園の花壇のメンテナンスをテーマとして、実際に公園での作業をしたり、その後に座学も行ったりと、さらに、その後に車座になってみんなでお話をしたりして、お花のこと、皆さまそれぞれ好きなこととか、お話しする時間も交流の場とすることができました。

参加者の方からは、またこんなふうにお話しするだけでも楽しいとおっしゃる方や、続けて花壇の美化活動をしたいので、どこの公園で活動ができるのかというような御質問も頂き、今後の公園のみどりの美化活動につながっている取り組みであり、今後も続けていきたいと思っております。

最後に、みどりのフォトコンテストについて、御報告いたします。こちらは昨年にも続きまして行っているもので、小金井のみどりの基本計画を推進するべく、身近なみどりの保全及び啓発を目的としています。昨年との違いは、テーマについて、本審議会の委員の方から、御自宅の花とか、植木とか、すごく大事にされている方が多いので、そういうのもテーマにするといいのではとご意見をいただいたので、テーマを自宅の花壇、植木といたしました。

また、応募期間について、新緑の時期のほうが皆さん撮りやすいのではないですかという御意見をいただきましたので、5月15日から6月15日まで応募期間とした結果、応募数が昨年よりも増え、27点ございました。

受賞作品は、スライドですとカラーで御覧いただけるかと思えます。皆さまから送ってきな作品をお送りいただきまして、授賞式も8月に行っております。

授賞式に応募者の方に個々にお話を伺う機会もありました。撮影者コメントというのがその資料にもございますけれども、お話しして思いましたのが、皆様、本当に御自宅の花壇ですとか、植木にとっても思い入れ

があって、授賞式の後、皆さまで花とか、植木のことでもちょっとしたお話しする場になり、何だったらこの後普通に話す時間をただくれればいいなということもお聞きしたぐらいなので、身近なみどりというテーマで人がつながっていくいい機会になったかなと思っています。

こちらに関しては、市報特集号にも写真をお載せいたしました。市のホームページやSNSでも報告させていただきましたが、地元の新聞にも取り上げていただき、2年連続で、載せていただいております。

報告は以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。

去年に引き続きフォトコンテストが実施されまして、イベント等も実施されていますので、御報告いただきました。何か御意見等、よりよくするためのアイデアとかありましたら、よろしく願います。小谷さん、どうぞ。

小谷委員 フォトコンテストなど、ありがとうございました。

フォトコンテストについてなのですけども、これは全てをうまく聞き取れなかったかもしれないのですが、受賞された作品がどこかで展示されたのでしょうか。それとも応募された作品全部、展示いただくようなことはなされたのでしょうか。

小木曾会長 事務局、願います。

緑と公園係主任（井上） 事務局、井上です。

まず、受賞作品に関しては、授賞式の際にはデータでお送りいただいていたので、スライドでそれぞれの表彰のタイミングで後ろに映して、賞状をお渡しするタイミングで会場内にて展示しました。

また、今日に関してはスライドで出ているだけで、現物は写真でお送りいただいているわけではなくて、データでアップロードしていただくという方法ですので、そのデータを市のLINEですとか、ツイッター、ホームページに掲示させていただいております。

小谷委員 なるほど。そうだったのですか。ありがとうございます。

今、質問しましたのは、実は皆様御存じのように、昨年12月の9日ですね。小金井サクラが史跡名勝天然記念物保存法（現文化財保護法）に基づく国指定の文化財等（史跡名勝天然記念物の名勝）に指定されてから100年ということで、市で大々的に記念事業が行われ、桜につい

でのフォトコンテストなども行われまして、受賞作品などは宮地楽器ホールで展示されました。100点ほどの応募があったということだったので。実は私も応募して、残念ながら選外でした。

実は先ほど井上さんからもありましたように、応募される方それぞれには、それぞれの思い入れとか、ストーリーがあるということがありまして、もしかしたら私が生涯学習課さんに提案させていただいたのは、それぞれ皆さんが選に漏れても、その中に思いを込められたものがいろいろあるだろうから、可能ならば全部展示していただければありがたいなというふうに御相談しましたところ、最終的には小さかったサイズではあるんですけども、全部パネル展示していただけたということがございました。

こういうフォトコンテストの意味合いとしては、趣旨としては、もちろんすばらしい写真も見たいんだけど、こんな街角があるんだよということを広げていく、裾野を広げることなので、例えばそういった場所の確保とか、展示作業とか、大変かもしれませんが、例えば環境フォーラムのときもありますし、いろんな機会に応募された作品もいろんな形で選に漏れても紹介できるようなことも、頭の片隅に入れながら実施していただけるとよいのかなと思いました。

以上です。

小木曾会長      ありがとうございます。

今のお話を伺って、駅前とかには市のエリア、貼れるところは何かないんですか。

緑と公園係長    事務局の小林です。

市役所の第二庁舎の玄関のところではとは、検討できると考えております。小谷委員がおっしゃったように、環境フォーラムのほうで展示させてもらったり、それは検討可能かなと思います。

小木曾会長      あと、私、先日、テレビを見ていまして、小金井市に新庁舎ができるという、市長さんがニュースに出られていて、ぜひ新庁舎にはそういう貼れるような部屋とか、スペースを是非つくってほしいなと思います。

国分寺市と関係していて、新庁舎ができたので、今度、委員会があるので行きますけれども、何か入り口のところに色々あるらしくて、休むところもあるとか聞いています。小金井市もすばらしい庁舎になるこ

とを望んでいます。先の話ですけれどもすみません。

貴重な御意見ありがとうございます。少し検討してほしいと思います。

小谷委員 ありがとうございます。

小木曾会長 ほかにないようでしたら、本日の議事は全て終了することになります。事務局より何かございますでしょうか。

環境政策課長 環境政策課長の岩佐です。

本日は、様々な提案、御意見をいただきまして、ありがとうございました。

令和6年度に予定しておりました審議会の議事日程につきましては、本日で全て終了となります。

また、令和7年、今年の3月31日をもちまして皆様の任期は満了となりますが、この2年間は、市立公園等の樹木の管理のガイドラインの策定ですとか、あと、保全緑地の指定等について、様々な御意見をいただきまして、感謝申し上げます。ありがとうございました。

来年度以降も引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。本日、お忙しい中、出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

簡単ではございますが、私の挨拶として代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —